

特定非営利活動法人 バイオメディカルサイエンス研究会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都品川区上大崎二丁目 20 番 8 号の 3 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、保健医療分野の関係研究者をはじめ、あらゆる分野の人々が形式にとらわれず、自由な立場で実践的に、国内の広い地域社会および国際協力の場において、保健・医療および福祉の増進、地域の安全および環境保全を図る活動に関連するあらゆる事業を行い、科学研究の振興と産業の発展を促し、さらに安全社会の実現に寄与することを通して、人類の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 環境の保全を図る活動。
- (3) 地域安全活動。
- (4) 国際協力の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 感染症の予防・制圧に関するものとして、とくに病原微生物の研究・検査の場および院内感染発生における病原体の取り扱いと安全管理（バイオセーフティ）に関する啓発と教育訓練の実施。
 - (2) 病原体等による生物災害の予防対策に関する支援事業。
 - (3) 病原体等に関する情報の収集と提供およびその情報の普及に関する支援。
 - (4) 医療廃棄物等の安全処理と環境保全に関する啓発と調査研究およびその支援。
 - (5) 公衆衛生・環境衛生に関する啓発とその調査研究の推進。
 - (6) 予防医学・医療および保健・福祉のための学術集会の企画および開催など。
 - (7) 国際協力プロジェクトへの協力として、協力研究員およびカウンターパートのバイオセーフティに関する教育訓練の受入実施。
 - (8) 予防医学・医療および保健・福祉のための優良器具機材の開発と普及。
 - (9) その他目的を達成するための事業。
- 2 この法人は、次のその他事業を行う。
- (1) 前項に関連する出版物の発行と教材・資料などの販売。
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第 2 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、正会員、特別会員、賛助会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、正会員年会費を納めた個人。
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会し、本会を支援するために特別会員年会費を納めた団体。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、賛助会員年会費を納めた団体又は個人。

(入会)

第 7 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 団体において法の第 2 条 2 項二号に抵触したとき、あるいは社会的に明らかに不正行為をし、団体として社会的法的制裁をうけることが決定されたとき。
- (4) 継続して 3 年以上会費を滞納したとき。

(退 会)

第 10 条 正会員、特別会員および賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第 12 条 既に納品した入会金、会費は返還しない。

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以上 20 名以内。(2) 監事 1 名以上 3 名以内。

2 理事のうち 1 人を理事長、若干名を常任理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び常任理事は、理事会で互選する。

3 理事会が必要と認めるときは副理事長をおくことができる。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって常任理事がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。

5 常任理事は、理事長を含め常任理事会を構成し、理事会の議決した事項およびこの法人の実務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集の請求をすること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況であると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員の弁明の機会をあたえなければならない。

(報 酬)

第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会 長)

第 20 条 この法人に、会長を 1 名おくことができる。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 21 条 この法人の会議は、総会、理事会の 2 種とする。

- 2 総会は通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員、特別会員及び賛助会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散及び合併。
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更。
- (4) 事業報告及び決算。
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬。
- (6) 会員の会費の額。
- (7) 借入金。
- (8) その他理事会において認めた運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 6 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その議会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員、特別会員及び賛助会員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 前項の議決事項に関連する事項で、その提案について総会に出席し表決権をもった会員の過半数が賛成する事項に関しては、あらかじめ通知していない事項に関しても議決することができる。
- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、その総会に出席した会員で表決権をもった会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 29 条 会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第 27 条、第 28 条及び第 30 条第 1 項第 2 号の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の表決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 表決権をもった会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 6 項第 5 号の規定により監事から召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の場合にはその日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長に事故あるときは、あらかじめ決められた順序に従い、常任理事の中から議長を選任する。

(理事会の定足数)

第 36 条 理事会は理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 前項の規定のほか、あらかじめ通知した事項に関連する事項で緊急を要すると出席理事の過半数が認める場合には、議決することができる。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条及び第 39 条第 1 項第 2 号の規定の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構 成)

- 第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
 - (2) 会費。
 - (3) 寄付金品。
 - (4) 財産から生じる収益。
 - (5) 事業に伴う収益。
 - (6) その他の収益。

(区 分)

- 第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管 理)

- 第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

- 第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

- 第 44 条 この法人の会計は、次のとおり区分する。
- (1) 特定非営利活動に係る事業会計。
 - (2) その他の事業会計。

(事業年度)

- 第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

- 第48条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

- 第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会で審議し、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

- 第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3) 会員の欠亡。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産手続開始の決定。
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

- 第54条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余の財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 58 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 59 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 60 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 61 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員年会費： 5,000 円。
 - (2) 特別会員年会費： 500,000 円。
 - (3) 賛助会員年会費： 50,000 円。
- 7 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和元年 9 月 25 日）から施行する。

別 表

設立当初の役員

役職名	氏 名
理事長	大谷 明
専務理事	小松 俊彦
理事	近藤 義正
同	斎藤 学
同	菅又 昌実 (事務局長兼任)
同	保坂 幸男
同	本間 玲子
同	武藤 健
監事	北林 厚生
同	田中 喬一

本書は定款の原本である。